

～半島で事業を展開される事業者の皆様へ～

半島地域の税制特例を 活用してみませんか

半島地域の税制特例とは、製造業等を営む事業者が、半島の一定の地域内で、その事業に使用する機械や建物を取得等し、供用した場合に、5年間の割増償却ができる制度です。

※1 「一定の地域」とは、半島地域の市町村が策定し、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が認定する「産業振興促進計画」に記載された計画区域内の地域。

※2 「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

特例の内容

①対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

②対象設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、改修等

③特例内容

取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却できる



事業者の資本金規模		資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超 5,000万円以下	資本金5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農販業・情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		

半島地域での事業展開を税制の優遇措置により支援します！

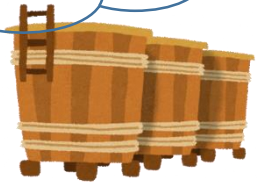
1

事業を拡大したい！

地元特産の米を使った
清酒を増産するため工
場を増設したいなあ



新たに醸造用の機械
を購入したいなあ



2

でも...

景気も良くないし
機械を購入するのは
諦めようかなあ

高い機械を購入すると、手
元に残る現金が減るから心
もとないなあ



何か、いい制度はないかなあ

3

半島税制を適用すると...



税法上、通常の減価償却に上乗せして、割増償却を
することができます。

割増償却費は費用として経理処理できるため、課税
所得を低く抑えることができ、結果として、その年度の
法人税を低く抑えることができます。

※ 割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体
での減価償却額の総額は同じとなります。

4

よかった♪



半島税制を適用したことで、工場の増設に踏み切る
ことができた。

新しい設備で作業効率を上げて、収入の増加を図る
ぞ！

製造業、旅館業などとは？

製造業

- ◇木材・木製品製造
- ◇食料品製造
- ◇繊維製造
- ◇家具・装備品製造
- ◇石油製品・石炭製品製造
- ◇金属製品製造

- ◇生産用機械器具製造
- ◇電気機械器具製造 等



旅館業

- ◇ホテル営業
- ◇旅館営業 等



農林水産物等販売業

- ◇農畜産物・水産物卸売業
- ◇食料・飲料卸売業
- ◇野菜・果実小売業
- ◇食肉小売業
- ◇鮮魚小売業
- ◇酒小売業

- ◇畜産食料品製造業
- ◇水産食料品製造業
- ◇パン・菓子製造業 等



情報サービス業等

- ◇情報サービス業
- ◇有線放送業

- ◇インターネット附随サービス業
- ◇コールセンター業 等



※ 日本標準産業分類(総務省)を参考にしてください。

※ 取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

割増償却の効果

機械等を取得等して事業の用に供した事業年度より5年間、経費に通常の償却額に加え割増償却額を算入することができるため、所得税額・法人税額を軽減することができます。

具体例

A県B町の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

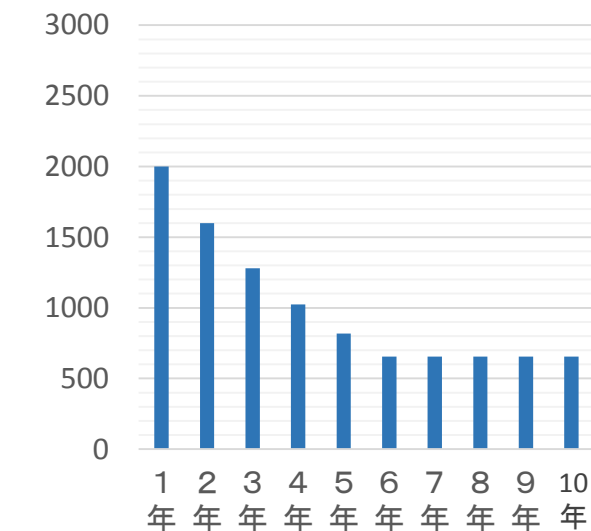
《前提条件》

- ・償却前の課税所得額は5,000万円
- ・取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却

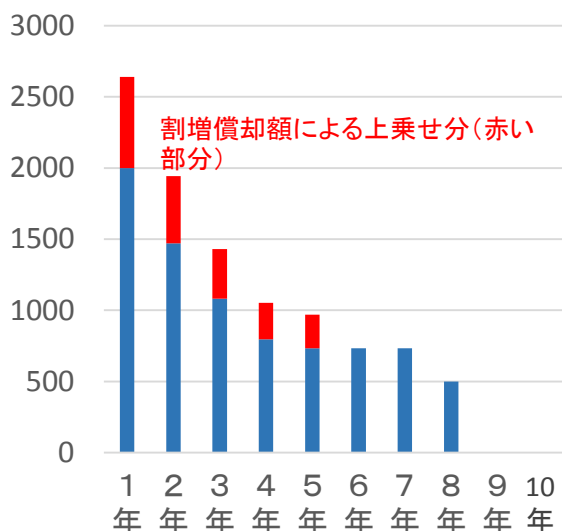
《割増償却の適用イメージ》

○減価償却額の比較

(単位:万円) 通常の償却の場合

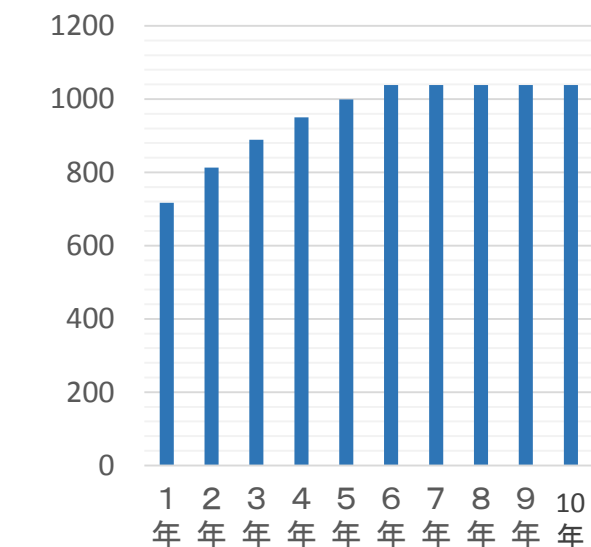


割増償却の場合

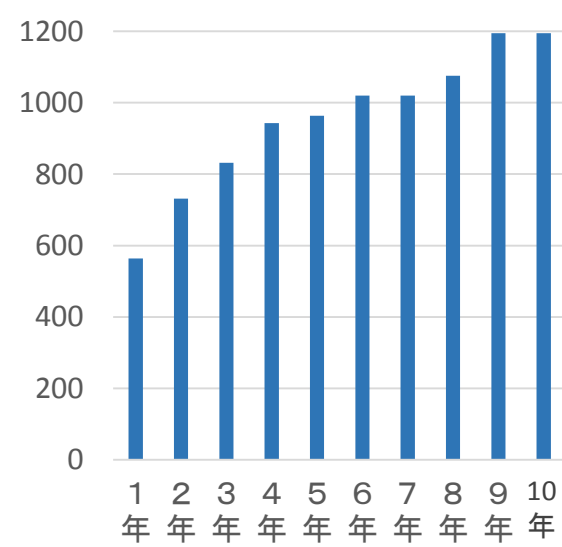


○法人税額の比較

(単位:万円) 通常の償却の場合



割増償却の場合



《法人税額の計算イメージ》

【1年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	2,000万円	2,000万円
	割増償却額(b)	—	640万円
	償却額計(a+b)	2,000万円	2,640万円
③課税所得額(①－②)		3,000万円	2,360万円
④法人税額(③×法人税率23.9%)		717万円	564万円

【2年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,600万円	1,472万円
	割増償却額(b)	—	471万円
	償却額計(a+b)	1,600万円	1,943万円
③課税所得額(①－②)		3,400万円	3,057万円
④法人税額(③×法人税率23.9%)		813万円	731万円

【3年目】

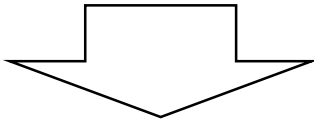
項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,280万円	1,083万円
	割増償却額(b)	—	347万円
	償却額計(a+b)	1,280万円	1,430万円
③課税所得額(①－②)		3,720万円	3,570万円
④法人税額(③×法人税率23.9%)		889万円	853万円

【4年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	1,024万円	797万円
	割増償却額(b)	—	255万円
	償却額計(a+b)	1,024万円	1,053万円
③課税所得額(①－②)		3,976万円	3,948万円
④法人税額(③×法人税率23.9%)		950万円	943万円

【5年目】

項目		通常の償却の場合	割増償却した場合
①償却前の課税所得額		5,000万円	5,000万円
②償却額	普通償却額(a)	819万円	734万円
	割増償却額(b)	—	235万円
	償却額計(a+b)	819万円	968万円
③課税所得額(①－②)		4,181万円	4,032万円
④法人税額(③×法人税率23.9%)		999万円	964万円



※1 普通償却額 (取得価額－前年までの償却額計)×0.200
※2 割増償却額 ((取得価額－前年までの償却額計)×0.200)×0.32
※3 割増償却した場合の5年目の普通償却額は償却保証額に満たなくなるので、
改定取得価額に改定償却率を乗じて計算しています。
※4 四捨五入の関係で計算が合わない箇所があります。

初年度 153万円、5年間で313万円の減額！！

通常の場合の1年目の法人税額は717万円ですが、割増償却をした場合には564万円となるように5年間の税負担が軽減されます。
(※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)

お問い合わせ先

国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室
(代 表)03－5253－8111(内線29－554)
(直 通)03－5253－8425

申請に関するお問い合わせは、
・事業所の所在する市町村の税や産業振興の窓口
・各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
・国税庁のタックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>
をご利用ください。